

田原本町にお住まいの65歳以上の高齢者の方へ

防犯電話の購入を補助します

振込詐欺をはじめとする特殊詐欺が全国的に発生していることから、特殊詐欺等の被害を阻止し、皆さまの財産を守るため、特殊詐欺など防止対策機器の補助金を交付いたします。



特殊詐欺等防止対策機器とは

次のいずれかの機能を持つ固定電話及び固定電話に接続して用いる機器

1. 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能。
2. 通話の内容を自動的に登録する機能及び着信の相手に対し、登録を行う旨の応答を自動的に行う機能。
3. 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能。

補助の対象となる方

1. 田原本町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている満65歳以上（交付申請時）の方。（ただし申請者と同一世帯に過去に交付を受けた者がいる場合は対象外）
2. 町税を滞納していないこと。
3. 田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

補助の対象となる経費及び補助金額

特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に係る費用の合計額が対象です。補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする）とし、5,000円が限度となります。

申請方法

※補助金交付は先着順のため、まずは防災課までお問い合わせください。
申込が予算額に達した時点で終了します。

・手続きの流れ

これらの書類を提出してください

申請者

- ①補助金の交付申請
- ・補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・承諾書（様式第2号）
 - ・電話機の購入予定額を確認できる書類（見積書）
 - ・電話機の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し

田原本町

- ②補助金の交付決定
- 田原本町から申請者に対し、交付決定通知書を郵送します。

・申請者は速やかに機器を購入し取付に着手してください

機器設置後、これらの書類を提出してください

申請者

- ③機器設置報告・補助金の請求
- ・機器設置完了報告書（様式第3号）
 - ・補助金交付請求書（様式第4号）
 - ・機器の購入及び取付に要した費用に係る領収書の写し
 - ・機器の保証書の写し

田原本町

- ④補助金の交付
- 田原本町から申請者に対し、補助金を交付します。（金融機関振込）
- ※交付まで期間を要しますのでご了承ください。

【注意事項】

申請いただく際には、所定の手続きが必要となります。

まずは田原本町防災課安全防災係にお問い合わせください。

なお、購入・設置いただくまでに2週間～1ヶ月程度かかることがありますのであらかじめご了承ください。

防災課安全防災係 TEL 0744-34-2059（直通）



町HP